

令和 3 年第 6 回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和 3 年 6 月 2 5 日)

召集年月日 令和3年6月25日（金）

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 令和3年6月25日 午後4時00分

閉会 令和3年6月25日 午後4時25分

出席委員（11名）

1番	松井厚雄	2番	渡邊典子	3番	松尾 豊
4番	桑田一広	5番	塩野鐘吉	6番	菅原節夫
8番	古池洋子	9番	岩崎誠一	10番	早川和夫（会長）
11番	谷口浅雄	13番	瀧下光生		

欠席委員（3名）

7番	松宮重信（職務代理）	12番	細川正博	14番	田中久博
----	------------	-----	------	-----	------

出席事務局

次長	小西 守	書記	藤原昭洋
			早川与志樹
			谷口有利子

提出議案

議案第16号	農地法第3条第1項の規定による農地の所有権 移転許可申請審議について
--------	---------------------------------------

議案第17号	現況証明について
--------	----------

議案第18号	現況証明について
--------	----------

次 長 皆様ご苦労様です。ただ今から、令和3年第6回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、7番 松宮委員、12番 細川委員、14番 田中委員、の3名より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております3議案を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長 本日は、令和3年第6回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、11名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]
議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、2番 渡邊委員さんと4番 桑田委員さんを指名いたします。

[日程 2]
議 長

日程2 議案第16号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

次 長 はい、議長
議案第16号は、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、同じく〇〇の〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請であります。
詳細は、事務局書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長
(議案第16号資料説明)
許可基準は資料3ページのとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
また、登記地目は田となっておりますが、当該農地は農地変換を行い、田から畑にした土地でございますので、現況が畑となっております。所有権移転が許可された後は梅を植える予定とのことです。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

菅原委員 はい、議長。
本案につきましては21日に桑田委員及び塩野委員と現地を確認いたしました。申請地は現在、一部に梅が植わっており、今後さらに梅を植え、梅園として管理するとのことで、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議 長 ご報告ありがとうございました。
ただいま、事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第16号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許

可申請審議については、原案どおり許可するものと決定いたします。

[日程 3]

議長 日程3 議案第17号 現況証明について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

次長 はい、議長

議案第17号は、〇〇の〇〇〇〇氏が登記上農地である土地の現況が非農地であることの証明を求める申請でございます。詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長

(議案第17号資料説明)

申請者は、農地が山林に接していることから当該農地も山林の状態となっており、現況が農地以外となっており、今回の現況証明を申請しております。

この申請について、「福井県農地関係事務処理要領」に基づき、農業委員3名及び事務局職員で現地確認を行いました。

当該農地の状態等につきましては、本日お手元に配布した現地調査報告書のとおりです。

当該農地は山林の中にあり、報告書添付の現況写真のとおり周囲の山林と同程度に林地化しております。また、議案資料6ページの金網柵の位置図のとおり集落と山林の間に設置している金網柵の山側、つまり集落の外側にあり、営農が難しい状態となっております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

菅原委員 はい、議長。

こちら21日に桑田委員及び塩野委員と現地を確認いたしました。現地確認の結果、報告書記載のとおり山林化していることを確認しましたので、交付基準の「農地以外となった実情及び実態がやむを得ないと農業委員会が認めたもの」として農地でない旨の証明をすることが適当で

あると判断いたしました。

議長　　ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告が
ございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

早川会長　　金網柵はなぜ農地を集落の外側にして設置されたのか。

次　　長　　金網柵を設置した数年前からすでに当該農地は山林化し
ていたため、農地とみなされずこの位置に設置されたもの
と思われます。

菅原委員　　現地確認したが、この農地に自生している木は30年程
度の年数が経過しているように見受けられた。

議長　　ほかにご意見、ご質問がないようですが、ご異議はござ
いませんか。

(異議なし)

議長　　ご異議がないようでございますので、議案第17号 現
況証明については、申請内容を認め、非農地とする証明を
発行することといたします。

[日程 4]

議長　　日程4 議案第18号 現況証明について を議題とし
ます。
議案の内容について事務局から説明をお願いします。

次　　長　　はい、議長
議案第18号は、〇〇の〇〇〇〇氏が、議案第17号の
内容と同じく、登記上農地である土地の現況が非農地であ
ることの証明を求める申請でございます。詳細は書記に説
明させます。

谷口書記　　はい、議長
（議案第18号資料説明）
この申請について、議案第17号と同じく「福井県農地
関係事務処理要領」に基づき、農業委員3名及び事務局職

員で現地確認を行いました。

当該農地の状態等につきましては、現地調査報告書のとおりです。

順番に説明いたしますと、〇〇〇〇〇〇〇は資料9ページの3つの農地では東側の農地ですが、北側と東側が山林に接しており、隣接する山林と同程度に林地化しています。西側及び南側は駐車場と接しておりますが、駐車場とは高低差があり、営農は困難な状況となっております。

次に〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、資料9ページの3つの農地では真ん中の三角形の農地ですが、こちらは南側は道に接していますが、他は山林に接しており、こちらも隣接する山林と同程度に林地化しており、営農は困難な状況となっております。

次に、〇〇〇〇〇〇〇〇〇は資料9ページの3つの農地では西側の農地ですが、こちらはため池の法面にある農地で、面積も13㎡と狭小な土地であるため、営農は困難な状況でございました。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

菅原委員 　　はい、議長。

　　こちらも21日に桑田委員及び塩野委員と現地を確認いたしました。

　　現地確認の結果、報告書記載のとおり山林化等していることを確認しましたので、交付基準の「農地以外となった実情及び実態がやむを得ないと農業委員会が認めたもの」として農地でない旨の証明をすることが適当であると判断いたしました。

議長 　　ご報告ありがとうございました。

　　ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松井委員 　　なぜ今回何件も現況証明の申請が出たのか。農業委員会から非農地判断をしないということは、これからこの申請が増えていくということなのか。

次 長 農地パトロールによる非農地判断とは異なり、今回の証明は所有者からの申請によるものです。おおい町農業委員会ではこれまで、非農地判断を積極的に行っていない現状です。

谷口書記 非農地判断につきましては、農地パトロール結果によって再生不可能と判断された農地を非農地の扱いにするものですが、今年度になって農林水産省から積極的に進めるよう通知が来しているところです。今回現況証明が数件申請されたことと因果関係はありません。

次 長 今年度から非農地判断の取組を検討したいと考えています。

松井委員 ということは農地パトロールをさらにしっかり行う必要がある。調査する人によって判断が変わることのないよう基準を定める必要があるのでは。

塩野委員 この証明によって課税に影響はないのか。

次 長 課税地目は現況によるものであるため、今回の証明により影響するものではありません。

議 長 ほかにご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第18号 現況証明については、申請内容を認め、非農地とする証明を発行することといたします。

議 長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了し、令和3年第6回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。